

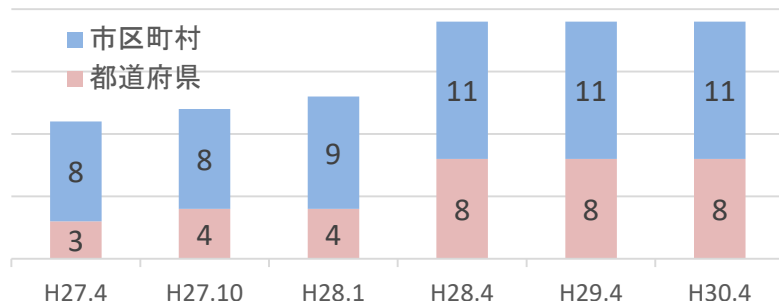
1. 自家用有償旅客運送に関する事務・権限の移譲について

○第4次分権一括法(平成26年6月公布)によって、**自家用有償旅客運送に関する事務・権限**(登録・監査等)が、**手挙げ方式により国から地方へ移譲**された。

※自家用有償旅客運送:過疎地等における地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村・NPO等が自家用車を使用して有償で運送できる制度。

移譲を受けた自治体数:8県11市区町村

栃木県、埼玉県、新潟県、長野県、岡山県、佐賀県、大分県、鹿児島県、美深町、豊富町、池田町、五霞町、江東区、横浜市、大和市、つるぎ町、富山市、山江村、球磨村

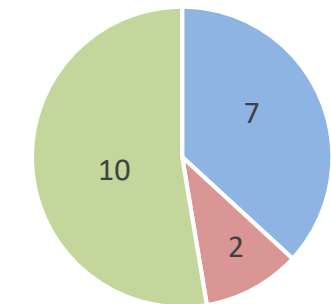


【移譲された事務・権限の内容】

- ・新規登録、更新登録、変更登録等
(道路運送法第79条、第79条の6、第79条の7)
- ・報告徴収、監査等(道路運送法第94条)
- ・輸送の安全又は旅客の利便の確保のための是正措置命令
(道路運送法第79条の9第2項)
- ・事故報告に係る届出の受理(道路運送法第79条の10)
- ・業務の廃止に係る届出の受理(道路運送法第79条の11)
- ・業務の停止命令及び登録の取消(道路運送法第79条の12)
- ・有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消による登録の抹消
(道路運送法第79条の13)

移譲によるメリット

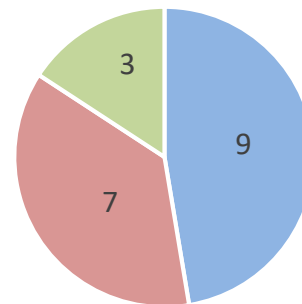
○手続期間が短縮



■ 短縮された ■ 変わらない ■ 不明

- ・運輸支局まで行く手間が省けるなど、事務が簡素化でき、時間の短縮につながっている。
- ・審査の事前準備、事業者との調整、事務審査がスムーズに行われている。

○地域交通に関する情報の把握



■ 把握しやすくなった ■ 特に影響はない ■ 不明

- ・直接事業者とやり取りする機会ができたことにより、旅客の運送状況や利用者のニーズ、収支状況など事業運営上の課題等の実情を把握することが出来るようになった。